

第1回

(仮称) 北区公民連携推進条例制定に向けた検討会

北区 政策経営部 しごと連携担当課

委員名簿

区分	所属団体、役職など	氏名（敬称略）
学識経験者	東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授	矢部 智仁
学識経験者	多摩大学産官学民連携センター長	長島 剛
学識経験者	社会福祉法人東京都共同募基金会常務理事・事務局長	枝見 太朗
民間団体等	東京商工会議所北支部会長	越野 充博
民間団体等	北区担い手みらい塾2025塾長	田辺 恵一郎
民間団体等	東京北区観光協会事務局長	杉山 徳卓
民間団体等	イオンリテール株式会社	多田 紗織
民間団体等	大日本ダイヤコンサルタント株式会社（飛鳥山公園P-PFI事業者）	無量井 春菜
金融機関	城北信用金庫	黒井 寿和
金融機関	瀧野川信用金庫	吉野 雅仁
公募委員		鷗名山 紀子
公募委員		大橋 貴尚
公募委員		鈴木 知子

次第

1. 開会

2. 委嘱式

(1) 委嘱状の交付

(2) 区長あいさつ

(3) 会長及び副会長の選出

(4) 委員自己紹介

・ご所属、普段のお仕事
・北区の好きなところ

…などについて1分程度で
お願いします!

3. 議題

(1) 公民連携に取り組む背景について

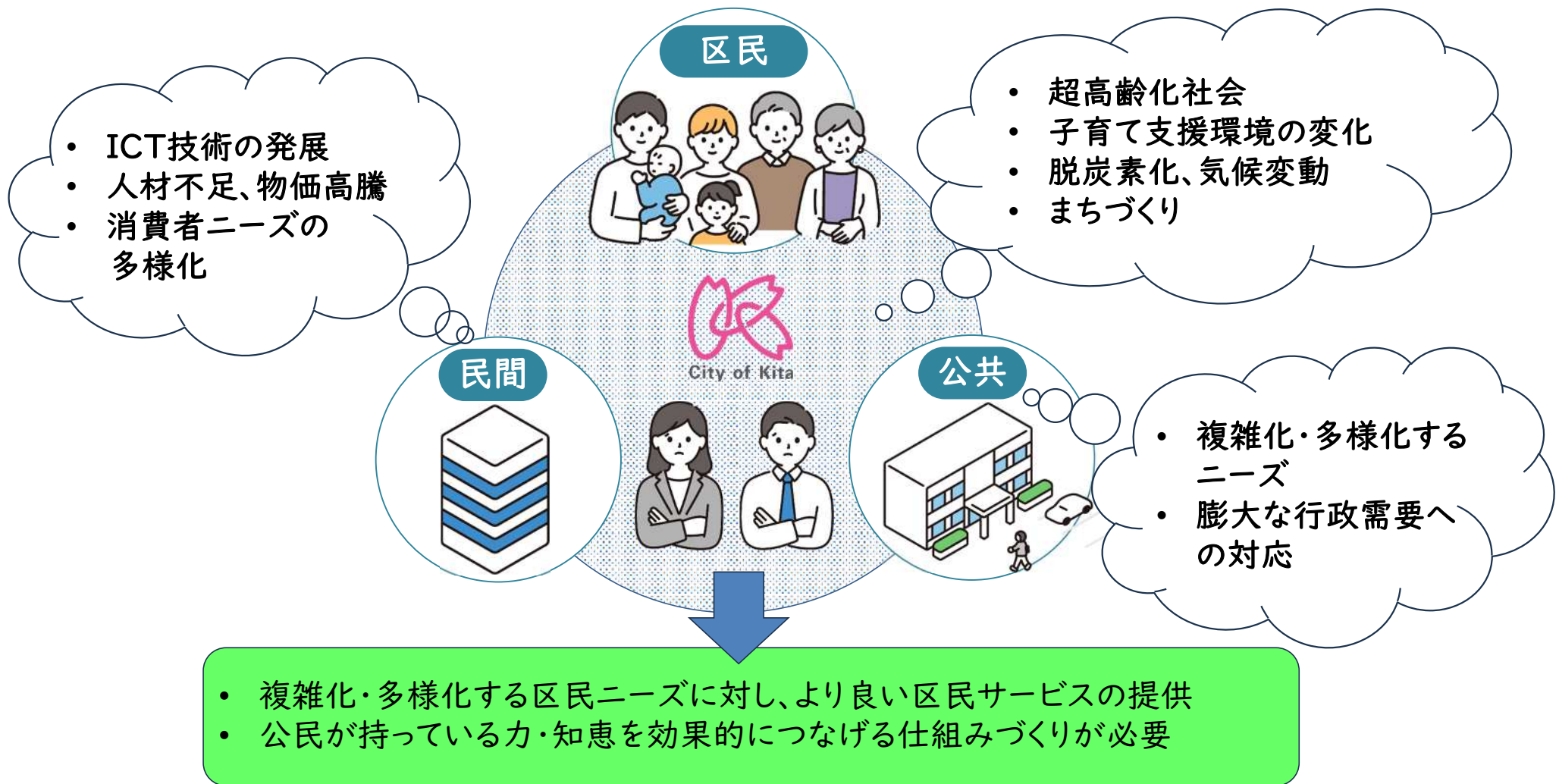
(2) 検討事項及び今後のスケジュールについて

(3) その他(プレ・プラットフォームの実施)について

4. 閉会

公民連携に取り組む背景について

議題 3-(1) 公民連携に取り組む背景について

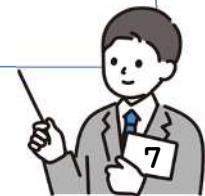


検討事項及び 今後のスケジュールについて

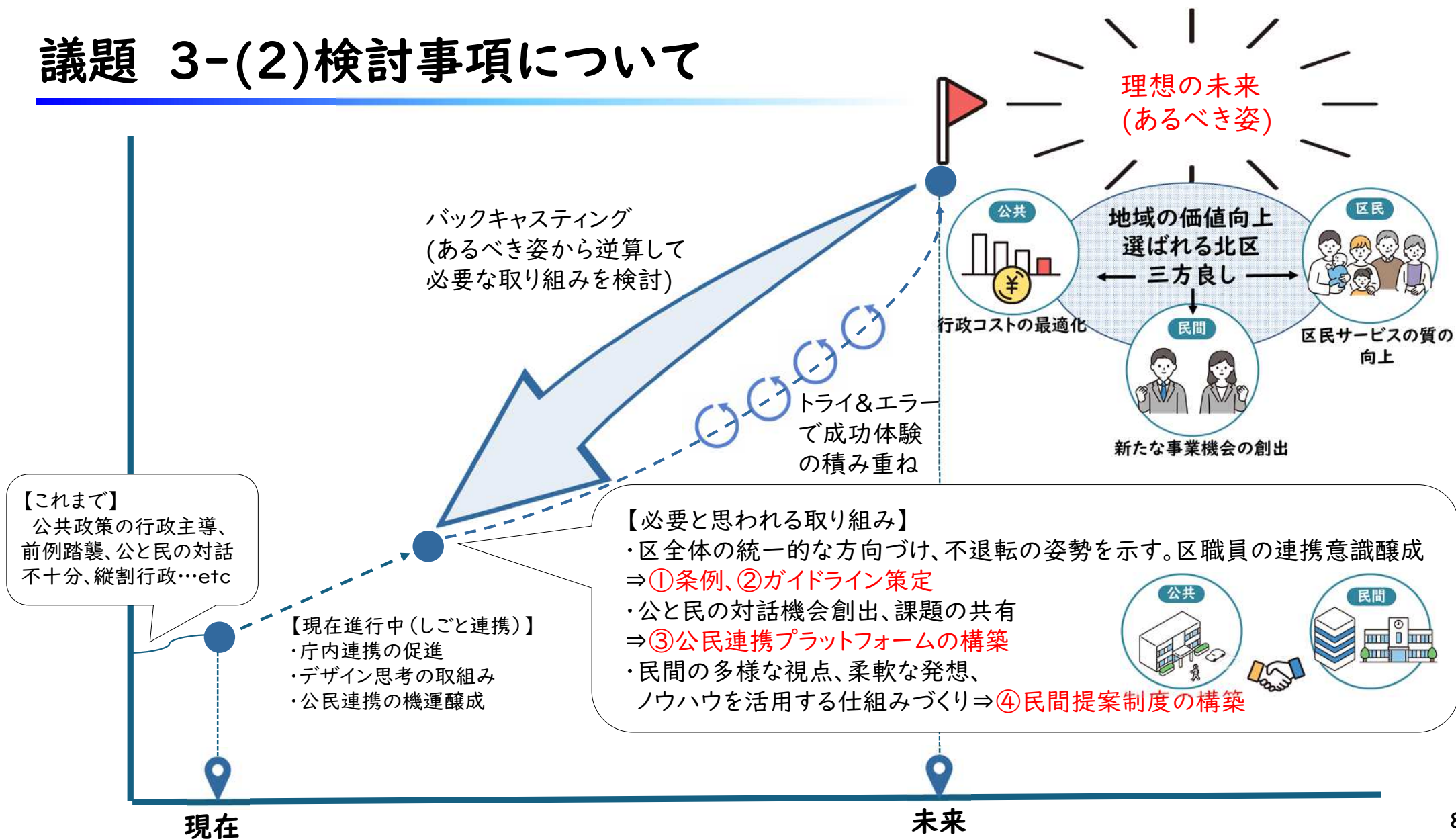
検討事項に関連する用語の解説

公民連携	多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため、行政と民間事業者等が連携して公共サービスの提供等を行う仕組みのこと。 “国や自治体と、民間企業・NPO などが連携する同様の活動を指す場合でも、「主体」に着目する場合には「官民連携」が使用され、公益という「目的」に着目する場合には「公民連携」が使用されることが多い。”※
条例	都道府県や市区町村の議会の議決が必要で、その自治体の管轄区域内でのみ有効。 <u>住民の理解・支持を得た上で区の姿勢を示すことができ、区職員の意識醸成にもつながる。</u> (簡単に変更できず、長期的に効果が継続。)
ガイドライン	物事を進めるうえで基準・目安にする大まかな指標。条例のような制定手続きは必要ではないため、 <u>条例に比べ柔軟に運用を行っていくことが可能。</u>
プラットフォーム	地域の企業、金融機関、地方公共団体、大学等が集まり <u>公民連携推進のノウハウ等を学ぶ勉強会や、具体的な行政課題や公民連携事例の共有、情報交換を行う活動の場。</u>
民間提案制度	行政が抱える課題に対する提案や解決アイデアを募集する「テーマ型提案」と、テーマにとらわれず民間事業者の自由なアイデアを募る「フリー型提案」の2つの形式をとっているところが多い。提案された内容は、公民連携・庁内連携を所管する部署が窓口や庁内の関係部署との橋渡し役となり、実現に向けた検討や調整を行う。
デザイン思考	北区が取り入れている、区民や民間事業者の皆様の実際の声から本質的な課題を明らかにし、これまでのやり方や常識に縛られず、トライ&エラーで行政サービスをつくりあげていく考え方のこと。

※新宿区 新宿自治創造研究所『公民連携（PPP）の研究（Ⅰ）—公民連携（PPP）の推進に向けて—』2018,P.6より引用
「<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000259231.pdf>」

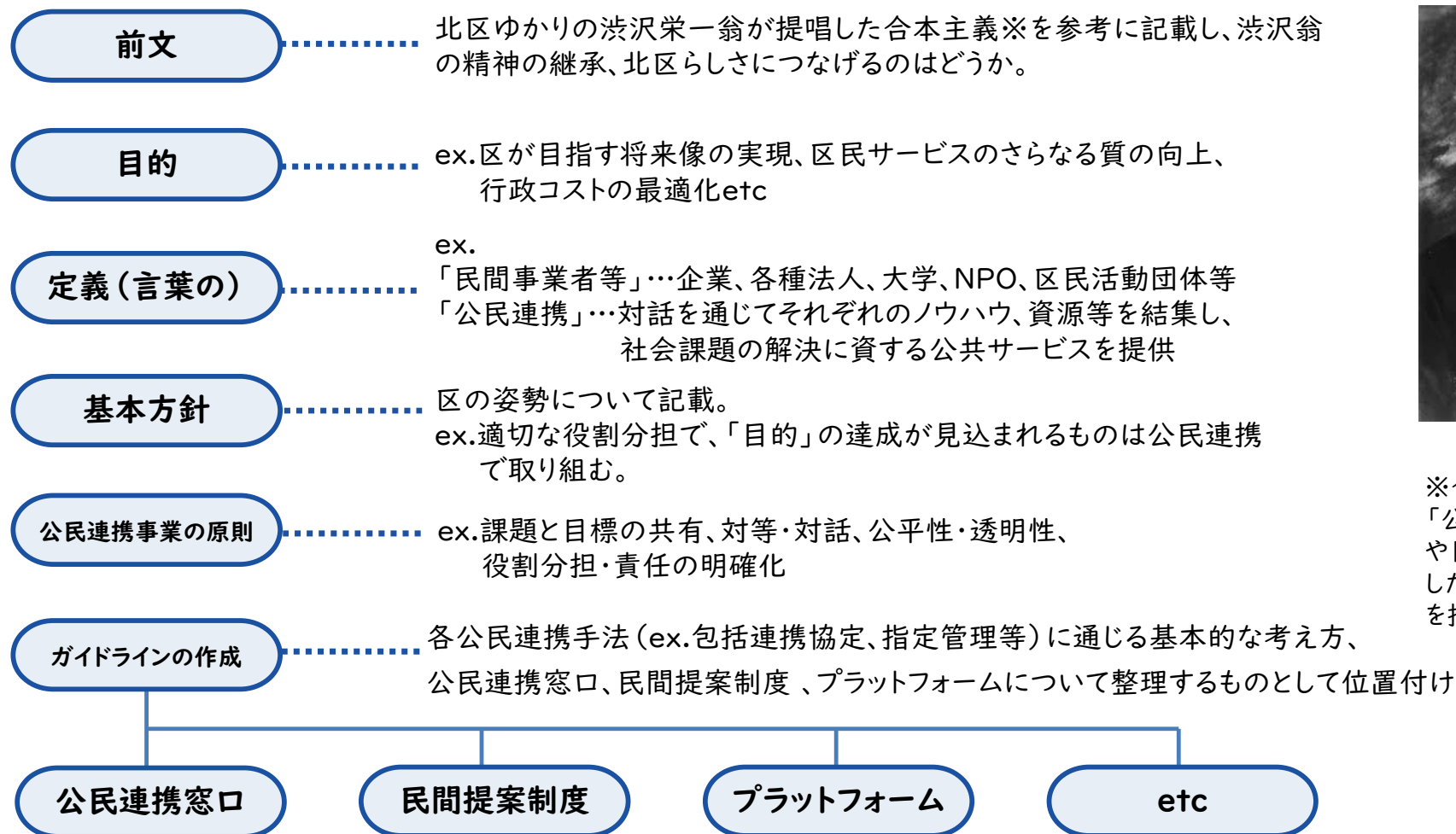


議題 3-(2)検討事項について



議題 3-(2)検討事項について ①(仮称)北区公民連携推進条例

笠間市公民連携推進条例 大東市公民連携に関する条例 を参考に作成した条例の骨子イメージ



出典:近代日本人の肖像

※合本主義
「公益を追求するという使命や目的を達成するのに最も適した人材と資本を集め、事業を推進させる」という考え方

議題 3-(2)検討事項について ②ガイドライン

■先行自治体ガイドライン比較

	名古屋市 名古屋市公民連携指針	横浜市 共創推進の指針	大田区 大田区公民連携基本指針
指針等の位置付け	公民連携推進の基礎とし、 すべての公民連携手法に通じる基本的な考え方について整理	・民間と行政が 相互の認識 について理解を深め、共創の目標を共有化 ・ すべての公民連携手法に通じる考え方を整理	・社会課題解決に向けた連携気運の高まりを踏まえ、 区と民間企業等との連携を明確化 し地域力のさらなる強化をめざすもの
公民連携の目的	①より質の高い公共サービスの提供 ②新たな事業機会の創出 ③地域経済の活性化	①質の高い公共サービスの提供 ②新たなビジネスチャンスの創出 ③横浜らしい 地域活性化 の推進	①質の高い行政サービスの提供 ②地域課題の解決 ③ 地域の活性化
公民連携の原則	 「目標共有」、「対話」、「透明性」、「アイデア保護」、「役割分担」は共通 		
	・市民、民間、行政の 「3方よし」 の原則	・責任明確化	・責任明確化
取り組みとして掲げているもの	① 公民連携窓口 ② 公民交流フィールド の構築 ③公民連携ポータルサイト	① 「共創フロント」 の活用…提案窓口 ② 「共創フォーラム」 の活用…交流の場 ③共創を担う人材育成 ④国等への制度拡充の要望	① ワンストップ窓口 “大田区公民連携デスク” ②連携協定
その他特徴的な記載事項	公民連携の目指す姿について、短期、中期、将来的に整理	蓄積された事例や気づき・留意点を、ケーススタディとしてとりまとめ	SDGs目標17「パートナーシップ…」を最大限に生かす公民連携を進めて社会課題解決を目指すとしている。

議題 3-(2)検討事項について ②ガイドライン

■先行自治体ガイドライン比較

	笠間市 笠間市公民連携ガイドライン	船橋市 船橋市公民連携推進	北区(案)
ガイドラインの 位置付け	・条例第5条に規定する指針となるもの ・公民連携の手法等を明らかとし共有 ・「未来に向けた笠間市づくり」を強固に進める 公民連携を適切に推進するため ・民間行政双方の相互理解を深める	・「多様な主体との協働」のうち「市と事業者の連携」について、既存の枠組みにとらわれることなく、事業者と共に優れた公共サービスを効率的かつ持続的に提供していくために必要となる基本的な考え方や仕組みを整理し、双方で共有するため	・「北区らしい公民連携」について言語化し、民間と行政で共有 ・民間提案制度・公民連携窓口、プラットフォームについて整理
公民連携の目的	①行政サービスの質の向上 ②行政サービス領域の最適化、手法改善 ③地域及び経済の持続と活性化	①公共サービスの向上 ②複合的分野の課題解決 ③行政コストの削減 ④地域経済の活性化	・渋沢翁の精神を継承して、区民サービスの質の向上、地域の価値の向上 ・行政コストの最適化
公民連携の原則	← 「対等」は共通 → ・多様性の原則 ・総合性の原則※		
取り組みとして 掲げているもの	①協定②実証実験等の共同事業及び後援等③市有財産の活用事業 ④公共施設等の整備及び管理等事業 ⑤特定公民連携事業⑥公民連携審議会 ⑦提案等の募集等	①公民連携窓口 ②民間提案制度 ③F×PARTNER 登録制度 …積極的に公民連携を推進していく意欲がある事業者を募り、情報発信や意見交換会でネットワーク強化	①公民連携窓口 ②民間提案制度 ②公民連携プラットフォーム
その他特徴的な 記載事項	※行政と民間が単一の担当部局を超えて事業の検討・実施を行い、複数の課題を同時に解決する体制を構築し、その効果を高めるというもの。	各取り組みのフロー、対象要件など細かく記載	

議題 3-(2)検討事項について

③民間提案制度（公民連携窓口）のイメージ

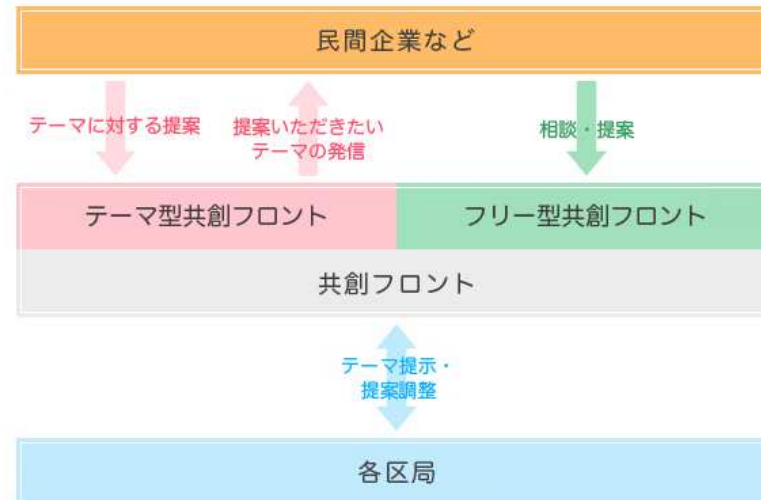
(ex.) 横浜市「共創フロント」

(横浜市HP: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/front.html#theme>) より

共創フロント

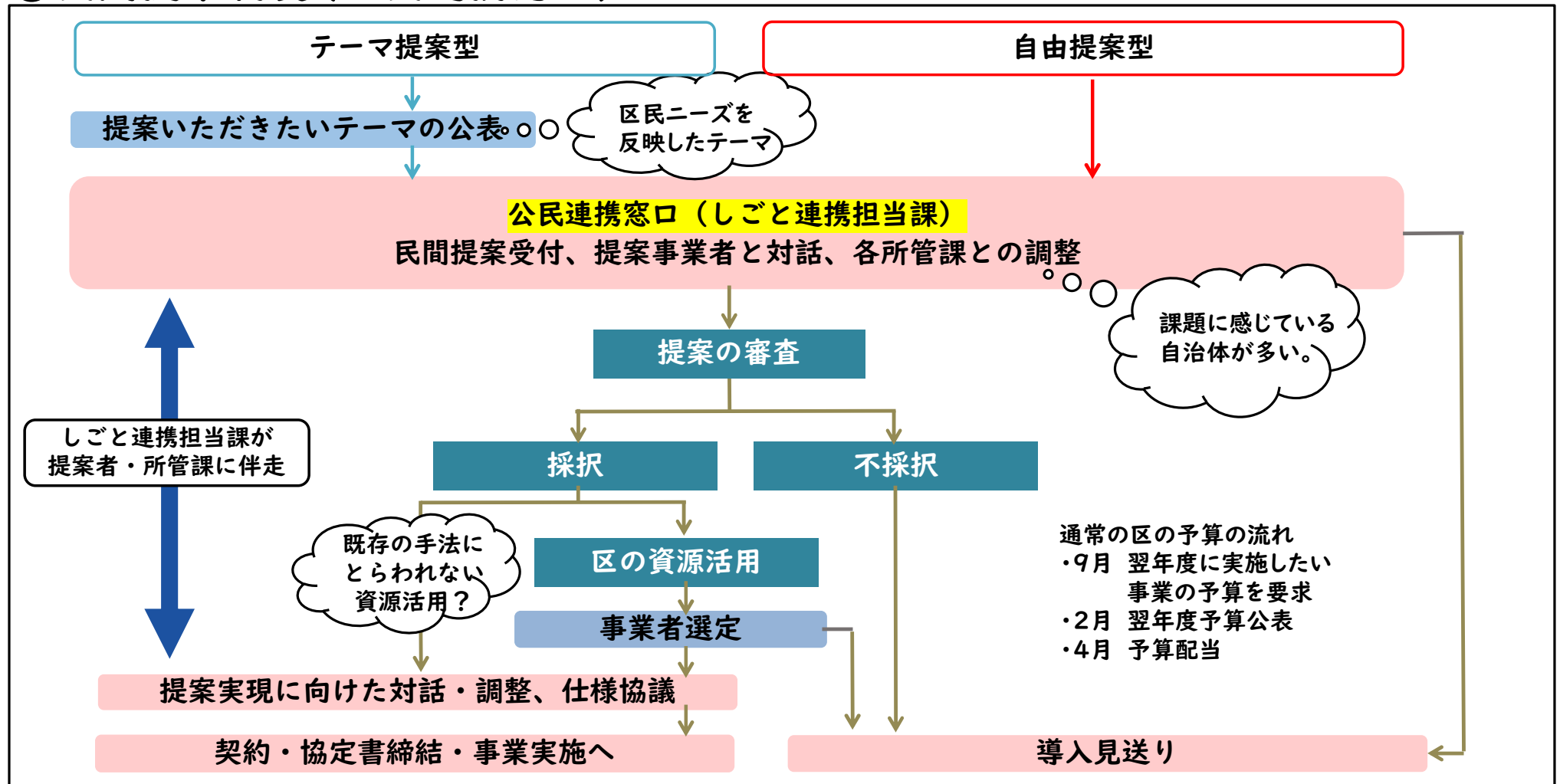
民間事業者の皆様から公民連携に関する相談・提案をいただく窓口として、「共創フロント」を開設しています。
いただいたご提案は、共創推進課が皆様と市役所各部署との橋渡し役となり、実現に向けた検討や調整を行います。

共創フロントには、「テーマ型共創フロント」と「フリー型共創フロント」の2つの形式があります。



議題 3-(2)検討事項について

③民間提案制度（公民連携窓口）のイメージ



議題 3-(2)検討事項について ④プラットフォーム

■先行自治体プラットフォーム比較

	目黒区	大田区	横浜市
名称	目黒区公民連携プラットフォーム	大田区公民連携SDGsプラットフォーム	Yopp
目的 (機能)	様々な業種や分野のステークホルダーとの パートナーシップを深める(意見交換)	①地域課題の共有 ②官民・民民の繋がる場	①市内企業等のPPP/PFI事業への参画促進 ②多様な主体と連携した効果的かつ魅力的な PPP/PFI事業の形成
会員	登録制(包括連携協定を結んでいる団体、こ れまでに包括連携協定を結びたいと言っ ていた団体)	登録制(随時) エントリーシート公開	登録制(随時) 参加企業PRシート公開
事例	セッション(2ヶ月に1回くらい)	公民連携フォーラム(R4.12月のみ)	民間事業者セミナー(年2回程度)、市内事業者向け PPP/PFI勉強会(年2回程度)、ビジネスマッチング、 グループ対話(年1回程度)

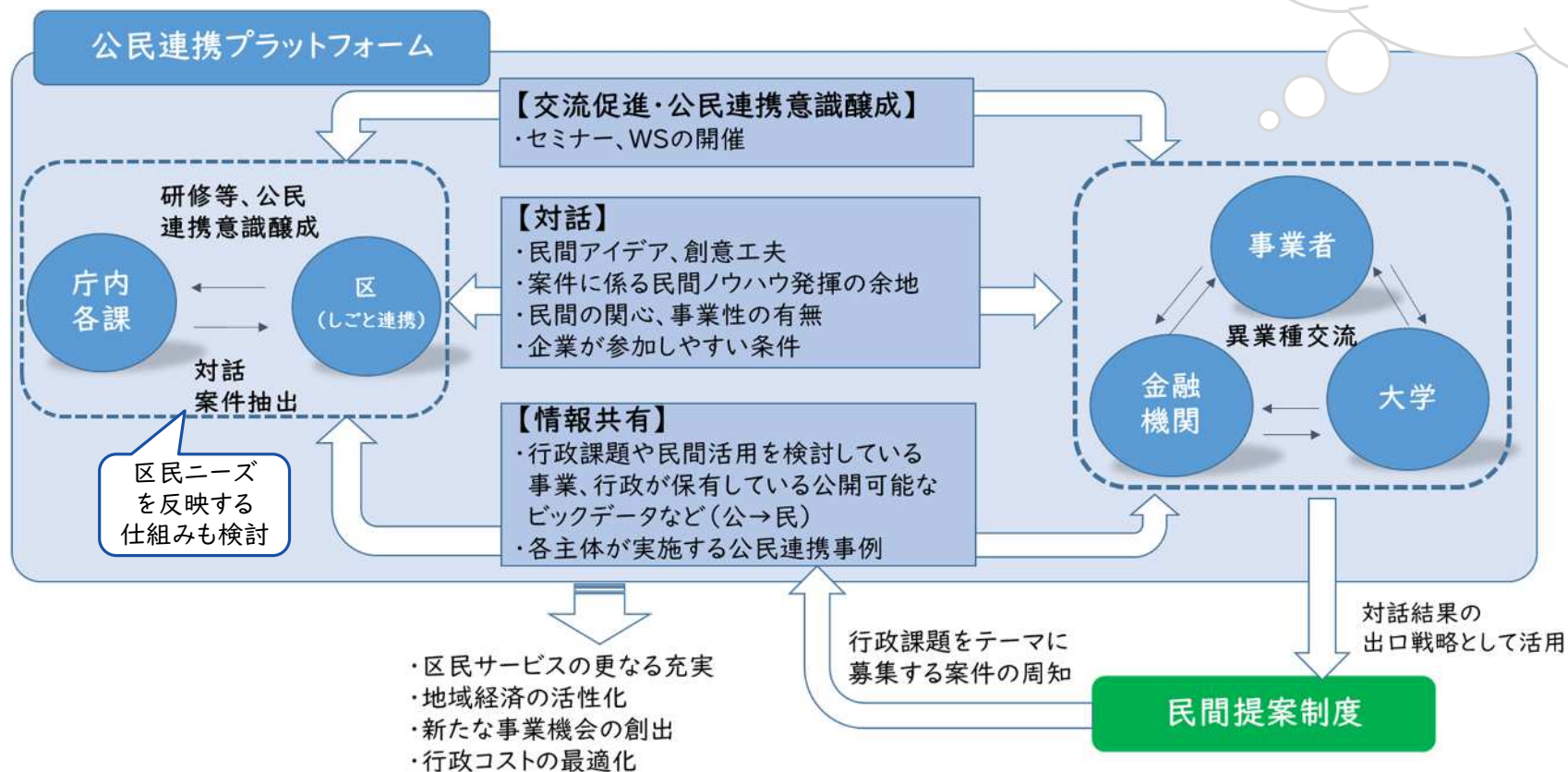
	岡崎市	名古屋市	京都府
名称	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム	公民交流フィールド	京都府公民連携プラットフォーム
目的 (機能)	①普及啓発・人材育成 ②官民対話・情報発信 ③事業者間の交流	①公民対話の機会の創出 ②情報発信	府内自治体の公共施設の民間活用や、民間の施設・ 資金・ノウハウを活用した公共サービスの提供など、 ファシリティマネジメントの視点から多様な公民連携 を推進するための「産・学・金・公」の対話の場
会員	不明	登録制(随時)	登録制(随時)
事例	事業者向け公民連携セミナー、意見交換会 (年4～5回)	公民連携フォーラム(年3～4回)	セミナー、サウンディング(近年は年2～3回程度、最 初は4～5回)
備考	コアメンバー有(金融機関)		

議題 3-(2)検討事項について

④公民連携プラットフォームのイメージ

目的：行政と事業者が対話を通じて行政や個々の民間のみでは成し得なかった行政課題・社会課題解決に結びつける。

- ①参加団体がどうすれば継続的に参加してくれるか
- ②事業者と行政のギャップは何であるか
- ③事業者同士が連携して地域課題を解決するような提案が出てきてほしい(願望)
- ④行政と事業者の翻訳ができるようになりたい(願望)
- ⑤広域的に他自治体とも連携した方が良いか



議題 3-(2)今後のスケジュールについて

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公民連携推進条例等検討会		①		②	③まとめ		④ ⑤報告					
プレ・プラットフォーム			①	②								
事業者意見交換会						意見交換						
パブリックコメント									開始	終了		
議会									委員会 報告		委員会 報告	

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公民連携推進条例等検討会												
議会			議決									

その他（プレ・プラットフォーム の実施）について

プレ・プラットフォーム実施目的

民間事業者参加型で(仮称)北区公民連携推進条例制定、連携の仕組みづくりを目指す。

01

「民」の意見抽出

対話を重視した北区らしい（仮称）北区公民連携推進条例の制定、公民連携ガイドラインを策定するため、幅広い民間事業者の意見を聞くための機会をイベント的に実施する。

02

公民連携機運の醸成

区の公民連携推進姿勢を示し、今後の北区における公民連携のあるべき姿を共創的に描くことで、一体感・納得感を生み出し公民連携機運の醸成を図る。

03

プラットフォーム構築への足掛かり

R8年度構築予定である公民連携プラットフォームをプレ（あらかじめ）実施することで、本格実施に向けた課題を確認するとともに、参加者へ今後の期待感を持ってもらう。

プレ・プラットフォーム 開催日程・会場・対象

日

1回目 令和7年6月17日（火） 18:30～20:30

程

2回目 令和7年7月2日（水） 18:30～20:30

会場

北とぴあ カナリアホール

募集
対象

40～50名（北区の公民連携に関心のある民間企業等）

・ 北区ニュース（6/1号、6/20号）、北区HP等で募集フォームを公開予定